

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(立地促進事業等)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 別表対象事業の欄に掲げる事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当するもの（以下「風俗営業等」という。）及び国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人が行うもの（以下「国実施事業等」という。）を除く。以下同じ。）

(2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）

(3) 第1号に掲げる事業に準ずるものとして知事が別に定める事業

2 条例第2条第2号アに規定する事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 別表7の款対象事業の欄に掲げる事業（風俗営業等及び国実施事業等を除く。）

(2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）

3 条例第2条第3号アに規定する事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 別表対象事業の欄に掲げる事業

(2) 前号に掲げる事業を業とする者の事務所において行う事業（市町長の申出に基づき知事が定める区域において行うものを除く。）

(3) 第1号に掲げる事業に準ずるものとして知事が別に定める事業

4 条例第2条第4号に規定する規則で定める土地は、建築物が存する土地であって当該建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が指定容積率（都市再生高度業務地区に係る都市計画において定められた建築物の容積率をいう。以下同じ。）の2分の1以下であるもの又は駐車場その他の建築物が存しない土地とする。

5 条例第2条第4号に規定する事業は、市街地における低未利用地において新築され、又は建替えされた建築物において実施する事業（風俗営業等、国実施事業等その他都市再生高度業務地区において集積を図ることが適切でないものとして知事が別に定めるものを除く。）とする。

6 条例第2条第5号に規定する事業は、既存未利用地等内の建築物において実施する事業（風俗営業等、国実施事業等その他既存未利用地等再生促進地区において集積を図ることが適切でないものとして知事が別に定めるものを除く。）とする。

(基本指針の公表)

第3条 条例第3条第3項の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(指定拠点地区及び促進地域の公表)

第4条 条例第5条第4項（同条第6項又は条例第6条第3項において準用する場合を含む。）及び第7条第2項の規定による公表については、前条の規定を準用する。

(拠点地区形成計画の軽微な変更)

第5条 条例第5条第5項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 集積を図る事業に係る事業所の数の変更であって、当該事業所の数の10分の1未満の増減を伴うもの

(2) 拠点地区の形成の促進の見地から支障がないと認められる変更

(事業税の課税標準)

第6条 条例第8条第1項の規則で定めるところにより計算した額は、次に定める算式によって計算した額とする。

$$\frac{\text{県が当該法人に対して課する事業税の各事業年度の課税標準となるべき付加価値額、資本金等の額若しくは所得金額又は収入金額} \times \text{条例第8条第1項の表の左欄に掲げる事業を行う事業所において当該事業に従事する従業者の数から、次条第2項に規定する確認申請書提出日において当該事業を行う事業所（当該事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該統廃合に係る全ての事業所）に従業していた者であって、当該事業所において当該事業に従事する従業者の数を減じて得た数}}{\text{当該法人が県内に有する事業所に従業する従業者の数}}$$

2 前項の従業者の数は、同項の事業を行う法人の事業年度終了の日現在における数とする。

(事業税の不均一課税の対象となる事業等)

第7条 条例第8条第1項の表1の項に規定する規則で定める要件は、国際経済地区における指定拠点地区内に存する建築物の同表1の項に規定する国際経済交流事業の用に供する占有面積が1,000平方メートル以上であることとする。

2 条例第8条第1項の表2の項に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 工場立地事業が第2条第3項第1号に掲げる事業である場合にあっては、当該工場立地事業の用に供する資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる資産をいう。第4項において同じ。）を取得するために、第19条第1項の規定による確認申請書を提出した日（以下この項及び第4項において「確認申請書提出日」という。）以後に2億円（当該工場立地事業を行う法人が中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいい、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業者（同項に規定する中小企業者以外の法人をいう。以下この号において同じ。）が所有している法人、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業者が所有している法人

及び役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）の総数の2分の1以上が大企業者の役員又は従業員である法人を除く。第4項において同じ。）である場合にあっては、1億円以上の支出をしたものであること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

ア 工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項（条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の公表の日（以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。）又は平成27年4月1日のいずれか遅い日（以下この号において「基準日」という。）以後に当該指定拠点地区内に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年（当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下このアにおいて同じ。）以内に当該建築物において当該工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限る。以下このアにおいて同じ。）を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において当該工場立地事業を開始すること。

イ 令和2年6月17日以前に県内で事業活動を開始した法人（以下このイ及び次号において「既存法人」という。）が、工場立地促進地区における指定拠点地区内の既存敷地（既存法人が同日以前に権原を取得した土地をいう。）内にある次に掲げる建築物において工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限り、同項第1号に掲げる事業にあっては、新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きくきく転換する等当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。次号において同じ。）に該当するものに限る。（イ）において同じ。）を開始すること。

(ア) 基準日以後に、新たに建築し、増築し、又は改築した建築物

(イ) 基準日以後に、工場立地事業の用に供する設備（所得税法施行令第6条第3号に規定する機械及び装置をいう。以下同じ。）を新設し、又は増設した建築物

(3) 工場立地事業（第2条第3項第1号に掲げる事業（既存法人にあっては、新展開事業に該当するものに限る。アにおいて同じ。）又は同項第2号に掲げる事業に限る。この号及び次号において同じ。）を行う法人の事業年度終了の日において、前号ア又はイに規定する建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該工場立地事業に従事する次に掲げる従業員（雇用期間の定めがなく継続して雇用された者であって、一般被保険者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。）に該当するものに限る。以下同じ。）の数が11人以上であり、かつ、当該一団の土地に存する建築物において当該工場立地事業に従事する従業員の総数が、確認申請書提出日における当該従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

ア 工場立地事業が第2条第3項第1号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者（県内に住所を有するものに限る。）又は配置転換により新たに県内に住所を定めた従業員（以下「県内居住新規従業員」と総称する。）

イ 工場立地事業が第2条第3項第2号に掲げる事業である場合にあっては、確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員（以下「新規従業員」と総称する。）

(4) 工場立地事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該工場立地事業を行う法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

3 条例第8条第1項の表3の項に規定する規則で定める要件は、都市再生高度業務地区における指定拠点地区の公表の日以後に当該指定拠点地区内の低未利用地において新築され、又は建替えされた次の各号のいずれにも該当する建築物における同表3の項に規定する高度業務事業の用に供する占有面積が3,000平方メートル以上であることとする。

(1) 指定容積率が10分の60以上であること。

(2) 指定容積率の10分の9以上の容積率を有すること。

4 条例第8条第1項の表4の項に規定する規則で定める要件は、同表4の項に規定する再活性化事業の用に供する資産を取得するために確認申請書提出日以後に2億円（当該再活性化事業を行う法人が中小企業者である場合にあっては、1億円）以上を支出した事業であって、次のいずれにも該当することとする。

(1) 既存未利用地等再生促進地区における指定拠点地区の公表の日又は平成27年4月1日のいずれか遅い日以後に当該指定拠点地区内に存する建築物又は土地に関する権原を取得し、及びその取得の日の翌日から起算して1年（当該権原を取得した者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年。以下この号において同じ。）以内に当該建築物において当該再活性化事業を開始すること又は当該1年以内に改修の工事に着手した当該建築物若しくは当該土地に新たに建築する建築物（当該1年以内に建築の工事に着手したものに限る。）において当該再活性化事業を開始すること。

(2) 前号に規定する再活性化事業を行う法人の事業年度終了の日において、同号の建築物の敷地である土地を含む一団の土地に存する建築物において当該再活性化事業に従事する県内居住新規従業員の数が11人以上であること。

(3) 第1号に規定する再活性化事業が当該法人の県内における事業所の統廃合を伴う場合にあっては、当該再活性化事業を行う法人の事業年度終了の日において当該統廃合に係る全ての県内の事業所に従業する従業員の総数が、確認申請書提出日においてその全ての県内の事業所に従業する従業員の総数に11人を加えた数以上であること。

5 条例第8条第1項の表5の項に規定する規則で定める法人は、現に本社機能（地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1号イからホまでに掲げる部門が担う機能、同条第2号に規定する研究所が担う研究開発の機能又は同条第3号に規定する研修所が担う人材育成の機能をいう。以下同じ。）の全部又は一部を担う事業所（以下「本社事業所」という。）が国内にある法人又は本社事業所が国内にない外国企業（条例第2条第2号イに規定する外国企業をいう。以下同じ。）若しくは外資系企業（同号イに規定する外資系企業をいう。以下同じ。）であって、次のいずれにも該当するものとする。ただし、県内（既成都市区域（近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）第2条第3項に規定する既成都市区域をいう。以下同じ。）を除く。）に本社事業所

がある法人で、既成都市区域内に新本社事業所（新本社建築物（本社事業所の移転等（本社事業所が三大都市圏（首都圏整備法（昭和31年法律第83号）第2条第3項に規定する既成市街地、既成都市区域又は首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和41年政令第318号）別表に掲げる区域をいう。）をその区域に含む都道府県の区域、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252の19第1項に規定する指定都市の区域若しくは県内にある法人が行う当該本社事業所の移転若しくは新增設又は外国にある事業所が現に担う本社機能の全部若しくは一部を担う事業所の新設をいう。以下同じ。）に係る県内の建築物をいう。第2号において同じ。）において本社機能の全部又は一部を担う事業所をいう。第1号及び次項において同じ。）を整備するものについては、この限りでない。

(1) 次に掲げる事項を記載した本社機能立地計画（本社事業所の移転等のために新本社事業所を整備する事業（以下「新本社事業所整備事業」という。）の実施に関する計画をいう。以下同じ。）を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受けること。

ア 新本社事業所整備事業の内容及び実施時期

イ 新本社事業所に従業する従業員の数その他従業員に関する事項

ウ 新本社事業所整備事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(2) 前号の認定を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、新本社建築物において、次のアからウまでに掲げる当該新本社建築物が存する区域に応じ、それぞれ当該アからウまでに定める事業を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。

ア 都市再生高度業務地区における指定拠点地区として指定された区域 立地促進事業又は高度業務事業

イ 既存未利用地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域 再活性化事業

ウ ア及びイに掲げる区域以外の区域 立地促進事業

6 条例第8条第1項の表5の項に規定する規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

(1) 前項に規定する法人の事業年度終了の日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う従業員の数が11人以上であること。

(2) 県内（既成都市区域に限る。）に本社事業所がある法人が既成都市区域内に新本社事業所を整備する場合又は県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある法人が既成都市区域外に新本社事業所を整備する場合にあつては、当該法人の事業年度終了の日において、当該新本社事業所に従業する本社機能を担う新規従業員の数が11人以上であること。

7 条例第8条第1項の表6の項に規定する事業を開始した場合（促進地域の区域内に本社事業所の移転等を行って事業を開始した場合を除く。）における同表6の項に規定する規則で定める要件については、促進地域の区域内の既存未利用地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域を除く区域内で開始した場合にあつては第2項の規定を、促進地域の区域内の既存未利用地等再生促進地区における指定拠点地区として指定された区域内で開始した場合にあつては第4項の規定を、それぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2項第1号	2億円	1億円
	1億円	5,000万円
	支出	支出（第2号アに規定する建築物の所有権以外の権原を取得する契約を締結する場合を除く。）
第2項第2号ア	工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項(条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の公表の日（以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。）又は平成27年4月1日のいずれか遅い日(以下この号において「基準日」という。)	当該促進地域の条例第7条第2項の公表の日（以下この号において「公表の日」という。）
	当該指定拠点地区内	当該促進地域内
第2項第2号イ	工場立地促進地区における指定拠点地区内	促進地域内
第2項第2号イ(ア)及び(イ)	基準日	公表の日
第2項第3号及び第4号	11人	6人
第4項各号列記以外の部分	2億円	1億円
	1億円	5,000万円
第4項第1号	平成27年4月1日	当該促進地域の条例第7条第2項の規定による公表の日
	当該指定拠点地区内	当該促進地域内
第4項第2号及び第3号	11人	6人

8 条例第8条第1項の表6の項に規定する事業を開始した場合（本社事業所が国内にある法人又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が促進地域の区域内に本社事業所の移転等を行って事業を開始した場合に限る。）における同表6の項に規定する規則で定める要件については、第5項及び第6項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項第1号	知事の認定を受けること	知事の認定を当該促進地域の条例
--------	-------------	-----------------

		第7条第2項の公表の日以後に受けること
第6項第1号及び第2号	11人	6人

9 条例第8条第1項の表7の項に規定する規則で定める要件については、第2項の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2項第1号	支出	支出（第2号アに規定する建築物の所有権以外の権原を取得する契約を締結する場合を除く。）
第2項第2号ア	工場立地促進地区における指定拠点地区の条例第5条第4項（条例第6条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の公表の日（以下この項から第4項までにおいて「公表の日」という。）又は平成27年4月1日のいずれか遅い日（以下この号において「基準日」という。）	平成27年4月1日
	当該指定拠点地区内	県内
第2項第2号イ	工場立地促進地区における指定拠点地区内	県内
第2項第2号イ(ア)及び(イ)	基準日	平成27年4月1日

（指定拠点地区における不動産取得税の不均一課税の要件）

第8条 条例第9条第1項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 立地促進事業家屋において工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限る。）又は再活性化事業を実施すること。
- (2) 本社事業所が国内にある者又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画（県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある者が、既成都市区域内に立地促進事業家屋を建設することによる新本社事業所整備事業の実施に関する計画を除く。）を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該認定を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、当該本社機能立地計画に基づいて建設された立地促進事業家屋において、工場立地事業（第2条第3項第3号に掲げる事

業に限る。)を開始し、かつ、本社機能を担う従業員が従業を開始すること。

(立地促進事業施設)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。

- (1) 第2条第3項第1号に掲げる事業 別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設
- (2) 第2条第3項第2号に掲げる事業 事務所
- (3) 第2条第3項第3号に掲げる事業 事務所、試験研究施設又は研修施設
- (4) 再活性化事業 再活性化事業に係る施設
(立地促進事業家屋の敷地である土地の範囲)

第10条 条例第9条第1項に規定する家屋(立地促進事業施設の用に供する部分に限る。)の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地(当該家屋と一体的に使用される土地を含む。)とする。

(促進地域における不動産取得税の不均一課税の要件)

第11条 条例第10条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 次のいずれにも該当すること。
 - ア 促進地域内事業家屋において立地促進事業(第2条第1項第1号又は第2号に掲げる事業に限る。)を実施すること。
 - イ アに規定する立地促進事業を開始する日において促進地域内事業家屋に従業する次に掲げる従業員の数が6人以上であること。
 - (イ) 立地促進事業が第2条第1項第1号に掲げる事業である場合にあっては、県内居住新規従業員
 - (イ) 立地促進事業が第2条第1項第2号に掲げる事業である場合にあっては、新規従業員

(2) 次のいずれにも該当すること。

- ア 本社事業所が国内にある者又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該認定を受けた日の翌日以後2年(当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年)を経過する日(同日までに当該認定を取り消された場合にあっては、その取り消された日の前日)までの間に、当該本社機能立地計画に基づいて建設された促進地域内事業家屋において、立地促進事業(第2条第1項第3号に掲げる事業に限る。)を開始すること。
- イ アに規定する立地促進事業を開始する日において促進地域内事業家屋に従業する本社機能を担う新規従業員の数が6人以上であること。

(促進地域内事業施設)

第12条 条例第10条に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設とする。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる事業 別表対象事業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表施設の欄に掲げる施設
- (2) 第2条第1項第2号に掲げる事業 事務所

(3) 第2条第1項第3号に掲げる事業 事務所、試験研究施設又は研修施設

(促進地域内事業家屋の敷地である土地の範囲)

第13条 条例第10条に規定する家屋（促進地域内事業施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。

(不動産取得税の不均一課税の対象となる移転又は新增設)

第14条 条例第11条に規定する規則で定める移転又は新增設は、本社事業所が国内にある者又は本社事業所が国内にない外国企業若しくは外資系企業が、本社機能立地計画（県内（既成都市区域を除く。）に本社事業所がある者が、既成都市区域内に本社機能家屋を建設することによる新本社事業所整備事業の実施に関する計画を除く。）を作成し、別に定めるところにより当該本社機能立地計画が適当である旨の知事の認定を受け、当該本社機能立地計画に基づいて行う移転又は新增設とする。

(本社機能を担う事業所の移転等に係る不動産取得税の不均一課税の要件)

第15条 条例第11条に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 前条の認定を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、当該認定を受けた本社機能立地計画に基づいて建設された本社機能家屋において、立地促進事業を開始すること。

(2) 前号の立地促進事業を開始する日において本社機能家屋に従業する本社機能を担う新規従業員の数が11人以上であること。

(本社機能施設)

第16条 条例第11条に規定する規則で定める施設は、事務所、試験研究施設又は研修施設とする。

(本社機能家屋の敷地である土地の範囲)

第17条 条例第11条に規定する家屋（本社機能施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。

(不動産取得税の不均一課税における調整)

第18条 立地促進事業家屋、促進地域内事業家屋若しくは本社機能家屋（以下この条において「立地促進事業家屋等」という。）又は立地促進事業家屋等の敷地である土地（以下この条において「立地促進事業家屋等用土地」という。）を取得した者が、同一の立地促進事業等を行うために当該立地促進事業家屋等又は立地促進事業家屋等用土地を取得した日から令和6年3月31日までの間に、当該立地促進事業家屋等用土地の境界から400メートル以内の土地において立地促進事業家屋等を取得した場合又は当該土地を立地促進事業家屋等用土地として取得した場合においては、その前後の取得における立地促進事業家屋等又は立地促進事業家屋等用土地の取得をもって1戸の立地促進事業家屋等又はその立地促進事業家屋等用土地の取得とみなして、条例第9条第1項、第10条又は第11条の規定を適用する。

(事業税又は不動産取得税の不均一課税の申請)

第19条 条例第8条第1項の規定による事業税の不均一課税又は条例第9条第1項、第10条若しくは第11条の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した確認申請書を知事に提出し、行おうとする事業が立地促進事業等に該当するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 申請者が行おうとする事業の内容及び開始時期
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 前項の規定による確認を受けた者は、条例第8条第1項の規定による事業税の不均一課税を受けようとするときは、兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下この項において「県税条例」という。）第36条第1項各号に規定する申告期限又は地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書を提出すべき日までに事業税不均一課税申請書（様式第1号）を、条例第9条第1項、第10条又は第11条の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとするときは、県税条例第53条第1項に規定する申告期限までに不動産取得税不均一課税申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（知事の権限の委任）

第20条 条例第13条の規定による申請書の受理に関する知事の権限は、県民局長（県民センターにあっては、県民センター長。以下同じ。）に委任する。

（補則）

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 条例附則第4項又は第5項の規定により令和6年3月31日後もなおその効力を有するものとされる条例第8条から第12条までの規定の適用については、第6条から第20条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

（サプライチェーン対策事業の要件）

4 条例附則第11項に規定する規則で定める要件は、同項各号に掲げる事業のいずれかに該当することとする。

5 条例附則第11項の規定による認定を受けようとする者は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した申請書に、次に掲げる事項を記載したサプライチェーン対策事業の実施に関する計画その他知事が別に定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) サプライチェーン対策事業の内容及び実施時期
- (2) サプライチェーン対策事業に従業する従業員の数その他従業員に関する事項
- (3) サプライチェーン対策事業を行うために必要な資金の額及びその調達方法

（サプライチェーン対策事業に係る事業税の不均一課税の特例）

6 サプライチェーン対策事業を開始した法人に対して課する当該サプライチェーン対策事業に係る事業税についての第7条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第2項第2号ア	平成27年4月1日	令和2年6月18日
------------	-----------	-----------

	限る。以下このア	限る。以下この項
第7条第2項第2号イ	工場立地事業（第2条第3項第1号又は第2号に掲げる事業に限り、同項第1号に掲げる事業にあつては、新展開事業（県内の事業所において現に実施している事業と異なる日本標準産業分類の細分類に属する事業又は製造方法若しくは製造工程を大きく転換する等当該事業と同等であると知事が認める事業をいう。次号において同じ。）に該当するものに限る。（イ）において同じ。）	工場立地事業
第7条第2項第3号	工場立地事業（第2条第3項第1号に掲げる事業（既存法人にあつては、新展開事業に該当するものに限る。アにおいて同じ。）又は同項第2号に掲げる事業に限る。この号及び次号において同じ。）	工場立地事業
第7条第4項第1号及び第9項の表の右欄	平成27年4月1日	令和2年6月18日

（サプライチェーン対策事業家屋及びサプライチェーン対策事業家屋用土地に係る不動産取得税の不均一課税の特例）

- 7 条例附則第12項に規定する規則で定める施設は、事務所、試験研究施設、生産施設、展示施設、研修施設及びこれらの附帯施設とする。
- 8 条例附則第12項に規定する家屋（サプライチェーン対策事業施設の用に供する部分に限る。）の敷地である土地は、当該家屋の垂直投影部分の土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）とする。
- 9 条例附則第14項の規定によりサプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋又はその敷地で

ある土地（当該家屋と一体的に使用される土地を含む。）の取得に係る不動産取得税について条例第11条及び第13条の規定を準用する場合には、第15条から第20条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第15条	第11条	附則第14項において準用する条例第11条
第15条第1号	前条	条例附則第11項
	を受けた日の翌日以後2年（当該認定を受けた者の申請により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、3年）を経過する日（同日までに当該認定を取り消された場合にあつては、その取り消された日の前日）までの間に、当該認定を受けた本社機能立地計画	に係る附則第5項に規定するサプライチェーン対策事業の実施に関する計画
	本社機能家屋	サプライチェーン対策事業施設の用に供する家屋（次号及び第18条において「サプライチェーン対策事業家屋」という。）
第15条第2号	立地促進事業	サプライチェーン対策事業
	本社機能家屋	サプライチェーン対策事業家屋
	本社機能を担う新規従業員	県内居住新規従業員
第16条	第11条	附則第14項において準用する条例第11条
	事務所、試験研究施設又は研修施設	附則第7項に規定する施設
第17条	第11条	附則第14項において準

		用する条例第11条
	本社機能施設	サプライチェーン対策事業施設
第18条	立地促進事業家屋、促進地域内事業家屋若しくは本社機能家屋（以下この条において「立地促進事業家屋等」という。）又は立地促進事業家屋等	サプライチェーン対策事業家屋又はサプライチェーン対策事業家屋
	立地促進事業家屋等用土地	サプライチェーン対策事業家屋用土地
	立地促進事業等	サプライチェーン対策事業
	立地促進事業家屋等又は	サプライチェーン対策事業家屋又は
	立地促進事業家屋等を	サプライチェーン対策事業家屋を
	第9条第1項、第10条又は	附則第14項において準用する条例
第19条第1項	第9条第1項、第10条若しくは	附則第14項において準用する条例
第19条第2項	第9条第1項、第10条又は	附則第14項において準用する条例
第20条	第13条	附則第14項において準用する条例第13条

（事業税及び不動産取得税の不均一課税申請書の様式の特例）

10 当分の間、様式第1号及び様式第2号の規定の適用については、様式第1号中

「

7 立地促進事業等（1から6まで以外）	3分の1
---------------------	------

」

とあるのは

「

7 立地促進事業等（1から6まで、8及び9以外）	3分の1
8 サプライチェーン対策事業（促進地域の場合）	4分の3

9 サプライチェーン対策事業（1から6まで及び8以外）	2分の1
-----------------------------	------

」

と、様式第2号中「第13条」とあるのは「第13条（同条例附則第14項において準用する場合を含む。）」と、「又は本社機能施設」とあるのは「、本社機能施設又はサプライチェーン対策事業施設」とする。